

公示番号：19a00590

国名：ギニア

担当部署：農業・農村開発部 第一グループ 第二チーム

案件名：水産管理アドバイザー業務（水産開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水産開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月上旬から2021年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.60M/M、現地8.67M/M、合計9.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	1次派遣	1次国内	2次派遣	整理期間
5日	150日	2日	110日	5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。条件については10. 特記事項に記載しています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提数：1部
- (3) 提出期限：2019年11月6日（12時まで）
- (4) 提出場所：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月14日（木）までに個別に通知します。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	水産開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ギニア／全途上国
語学の種類	仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が求められることがあります。また、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎の予防接種を推奨しています。

6. 業務の背景

ギニア共和国（以下、ギニア国）はアフリカの西岸に位置し、ギニアビサウ、セネガル、マリ、コートジボアール、リベリア、シエラレオネと国境を接している。西側には約 350km の海岸線を持ち、西アフリカ最大の大陸棚があることから豊富な漁業資源に恵まれている。

しかし、水産業は高い開発潜在力を有しているにもかかわらず、零細規模による前近代的技術から脱却できていないため、その生産量は低く課題は多い。

このような状況の中、我が国は 1983 年から継続的に無償資金協力による水揚げ場や魚市場の整備及び機材供与や専門家派遣・本邦や第三国研修など水産分野に対する支援を行ってきた。2008 年 12 月のクーデターにより協力は一時停止したが、その後情勢の安定化を受け 2011 年 8 月に二国間経済援助を再開した。水産セクターにおいては水産行政アドバイザーを 2014 年から 2017 年に派遣し、ギニア水産業の現状把握と課題明確化、水産協力の効率性・持続性の向上、カウンターパート機関の能力強化が図られた。

上記を踏まえ、同政府は、上記課題への対応を推進するため、本件を要請した。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、前任の水産行政アドバイザー（2014年4月～2017年10月派遣）の成果を踏まえ、水産管理アドバイザー業務（養殖開発）として2019年11月16日～2020年6月30日に派遣されている業務従事者と協議・調整しつつ担当分野における業務（下記7-1

(2) ③) への支援を行い、カウンターパート機関である漁業養殖海洋経済省が実施している零細漁業における水産資源管理の計画実施能力の強化及び日本の対ギニア国水産協力成果の持続性向上を支援する。

現地業務に際しては、特に前任の成果により課題が明らかな水産資源管理に関する活動の評価及び水産資源管理の向上のためのパイロット活動の改善・普及を想定している。

7-1. 具体的業務は次のとおりとする。

- (1) ギニア国の水産政策及び開発計画等を調査・分析の上、助言・指導を行うことで、JICA 事業の実施促進及びカウンターパート（C/P）機関（ギニア国漁業養殖省）の計画・調整・実施能力の向上を支援する。調査・分析内容及び取組結果を報告書に纏めて提出する。
 - ① ギニア国の水産政策、上位計画、個別開発計画等を調査・分析する。
 - ② ギニア国水産セクターの現状や課題をサブセクター及び地域ごとに調査・分析する。
 - ③ 他ドナーの対ギニア国水産セクター協力方針及び支援内容につき確認・整理する。
 - ④ ギニア国 C/P に対し、課題解決、計画策定、要請作成、援助協調促進等に係る技術支援を行い、ギニア国 C/P 機関の計画・調整・実施能力向上を支援する。
- (2) 我が国の対ギニア国水産協力の方向性を検討し、効果的な実施を支援する。
 - ① 上記（1）の確認・分析結果を踏まえ、JICA 及び C/P 機関と協議の上、我が国の知見やリソースを踏まえたギニア国への水産協力の方向性や方針を検討・提案する。
 - ② 水産資源管理（零細・企業型海面漁業）促進に向けた協力方針について、提言を纏める。
 - ③ 内水面養殖（粗放、稲田、半集約）について、本専門家は C/P 機関に対して政策面を支援し粗放養殖分野の協力・フォローアップ等の支援可能性を提案する。提案に際しては、以下の点に留意する。
 - ・ 現在派遣中の水産管理アドバイザー（養殖開発）が技術支援している粗放養殖の

モデル事業の実施状況とその普及にかかる政策・方針を確認する。

- ・ 現在派遣中の水産管理アドバイザー（養殖開発）が実施するワークショップ開催を支援する。
 - ・ ギニア国政府及び他ドナーの最近の取組みを確認する。
 - ・ 2011 年度にセネガル事務所が実施した内水面粗放養殖現況及びポテンシャルサイトに係る調査結果を参考にする。
 - ・ 「JICA サブサハラアフリカ内水面養殖指針」を参照する。
- ④ 上記協力方向性を踏まえ、新規案件の検討及び要請書の作成・取付について、C/P へ助言・指導する。
 - ⑤ 周辺国における我が国の水産協力との相乗効果やギニア国内への成果普及、若しくは周辺国への成果普及を検討する。
 - ⑥ ギニア国水産セクター関係者会合に参加し、水産関連諸機関（省庁、ドナー、NGO、調査・研究機関、大学、民間等）との情報共有と連携を促進する。
 - ⑦ 我が国とギニア国が実施する政策協議・実務者協議に出席し、助言・提言等を行う。
 - ⑧ 水産専門家会議等が開催される場合、ギニア国における当該分野の知見提供を行う。

(3) 我が国の対ギニア国水産協力の持続性向上を支援する。

- ① 我が国の水産協力案件（無償、技協、研修等）の実施促進と持続性向上に係る C/P 機関及び職員の取組みに対し助言・指導する。
- ② 我が国が実施した水産協力案件（無償、技協（含：粗放養殖）、研修等）をフォローし、必要に応じて詳細調査や運営指導、研修等を実施する。

7-2. 各期間における業務内容は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2020年1月上旬～中旬）

- ① ギニア国における水産セクターに係る基礎情報収集を行う。
- ② ギニア国及び周辺国における我が国及び各ドナーの協力案件（実施中・計画中・実施済）の基礎情報収集を行う。
- ③ 第1次派遣期間の業務計画書1を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、協議する。

(2) 第1次派遣期間（2020年1月下旬～2020年6月中旬）

- ① 現地業務開始時に、業務計画書1をJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス及びC/P機関に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② JICA農村開発部及びJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスと連絡・協議を行いながら、担当業務を進める。
- ③ ギニア国の水産政策及び開発計画、水産セクターの現状及び課題等を、サブセクター及び地域別に調査・分析を行い、報告書に纏める。ギニア国漁業養殖省及び水産セクターに係る政府機関、他ドナー、漁業従事者、民間セクター等に対し調査及び協議を実施し、ギニア国の水産セクターの現状把握と課題の抽出、分析を行い、結果を基に提言をまとめ、C/P機関に提言すると共に、調査報告書に纏める。
- ④ 海面漁業の水産資源管理に係る現状（政策、戦略、計画、他ドナーのプロジェクト、課題等）を調査・分析の上、上記③の報告書に纏める。
- ⑤ 我が国が実施した水産協力について現状を把握し、必要に応じて詳細調査や運営指導、研修等を実施する。施設・機材の更新・修繕等が必要な場合にはJICA及びC/P機関にその旨提言し、協力方針を確認する。
- ⑥ 周辺国における我が国の水産協力についてのギニア国内への成果普及と周辺国への成果普及の実施促進を行う。
- ⑦ 第1次派遣期間の業務結果を取纏め、業務進捗報告書1を作成の上ギニア国関係者に対して発表するとともに、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス及びC/P機関あて提出し、報告する。

- (3) 第1次国内作業期間（2020年6月下旬～2020年8月下旬）
- ①業務進捗報告書1をJICA農村開発部あて提出し、報告する。
 - ②第2次派遣期間に向けた情報収集等の準備を行う。
 - ③第2次派遣期間の業務計画書2を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、協議する。
- (4) 第2次派遣期間（2020年9月上旬～2020年12月中旬）
- ①現地業務開始時に、業務計画書2をJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス及びC/P機関に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ②第1次派遣期間に引続き、JICA農村開発部及びJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスと連絡・協議を行いながら、担当業務を進める。
 - ③上記(2)④で把握した情報をもとに、JICA関係者と情報を行いながら、我が国の優位性を活かした海面漁業の水産資源管理に係る協力アプローチをC/P機関とともに検討する。
 - (ア) 上記(2)⑤における運営管理に係る指導を継続して実施する。
 - (イ) 我が国が実施する協力についての実施促進を支援する。
 - (ウ) 第2次派遣期間の業務結果を取纏め、業務進捗報告書2を作成の上ギニア国関係者に対して発表するとともに、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス及びC/P機関あて提出し、報告する。
- (5) 帰国後整理期間（2020年12月下旬～2021年1月上旬）
- ①専門家業務完了報告書をJICA農村開発部宛て提出し、協力期間全体をとおした業務結果を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁は簡易製本とする。
 なお、本契約における成果品は(4) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書1～2（全体および各派遣開始時）
- 具体的な業務計画（案）等を記載。
 提出部数等は以下のとおり。
- ① 和文4部：JICA農村開発部（2部）、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(2部づつ)
 - ② 仏文4部：JICA農村開発部（1部）、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1部づつ)、C/P機関(2部)
 - ③ 電子データ2部：JICA農村開発部（1部）、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1部づつ)
- (2) 業務進捗報告書1～2（各派遣終了時）
- 記載項目は以下のとおり。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況（進捗確認表添付）
 - ③ 調査等を実施した場合にはその結果
 - ④ 収集資料がある場合には添付
- 提出部数等は以下のとおり。
- ① 和文4部：JICA農村開発部（2部）、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(2部づつ)
 - ② 仏文4部：JICA農村開発部（1部）、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1部づつ)、C/P機関(2部)
 - ③ 電子データ2部：JICA農村開発部（1部）、JICAセネガル事務所・JICAギニアフ

フィールドオフィス(1部づつ)

(3) ギニア国水産セクター調査報告書

記載内容は以下のとおり。

- ① ギニア国水産セクターの概要・現況・課題等
・政策、開発計画、ドナー支援状況等
- ② サブセクター別の概要・現況・課題等
・漁獲、水揚、加工、市場・流通(国内・輸出)、海面・内水面漁業、養殖、水産資源管理(零細・企業型海面漁業)、漁業従事者、行政、研究、教育等

提出部数等は以下のとおり。

- ① 和文4部：JICA農村開発部(2部)、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(2部づつ)
- ② 仏文4部：JICA農村開発部(1部)、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1部づつ)、C/P機関(2部)
- ③ CD-ROM2枚：JICA農村開発部(1部)、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1部づつ)

(4) 専門家業務完了報告書(業務終了時)

専門家業務完了報告書を提出し、報告する。提出部数等は以下のとおり。

- ① 和文4部：JICA農村開発部(2部)、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(2部づつ)
- ② 仏文4部：JICA農村開発部(1部)、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1部づつ)、C/P機関(2部)
- ③ CD-ROM3枚：JICA農村開発部(2枚)、JICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス(1枚づつ)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
各現地派遣の開始・終了時にはJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスへの報告を行うこととし、航空経路は東京⇒ドバイ⇒ダカール⇒コナクリ⇒ダカール⇒ドバイ⇒東京を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

ギニア(コナクリ市を除く)に関する業務については、その劣悪な治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準(上限)を10%加算します。

(3) 一般業務費の計上

本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないギニア国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- 特殊傭人費：1,000,000円
- 一般用車両関連費：3,384,000円
- 消耗品費：760,000円
- 通信・運搬費：270,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2020年1月上旬～2020年12月中旬を予定していますが、現地・国内業務期間の設定は、指定された渡航回数及び総MMの範囲（国内業務：業務回数：3回、計12日(0.60M/M)、現地業務：渡航回数2回、計260日(8.67M/M)）で変更提案可能です。プロポーザルにて提案して下さい。

②現地での業務体制

本業務に係る専門家構成は、以下の通りです。

ア) 水産開発（本コンサルタント）

水産開発専門家は、ギニア水産開発の政策・強化する為に漁業養殖海洋経済省大臣官房の主カウンターパートに加え、主に省内の海面漁業局と共に水産セクターのレビューと課題分析を行い、水産資源管理実施状況改善の支援を行う。加えて、我が国の水産協力案件の実施促進と持続性向上のためにカウンターパート機関の取り組みに対し助言・指導を行う。主カウンターパートは養殖開発専門家の主カウンターパートと同人物となる為、養殖開発専門家との業務実施スケジュール調整・実施状況共有が求められる。

イ) 養殖開発（派遣中）

養殖開発専門家は、ギニア水産開発の政策・計画を強化する為に漁業養殖海洋経済省大臣官房の主カウンターパートに加え、主に省内の内水面漁業・養殖局と共に本業務を行う。主カウンターパートは水産開発専門家の主カウンターパートと同人物となる為、水産開発専門家との業務実施のスケジュール調整・実施状況共有が求められる。

③便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

初回渡航時のみJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスがアレンジします。

イ) 宿舎手配

初回渡航時のみJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスがアレンジします。

ウ) 車両借上げ

初回渡航時のみJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスがアレンジします。

エ) 通訳備上

無し

オ) 現地日程のアレンジ

現地業務開始時のJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィス協議及び在ギニア日本国大使館表敬のみJICAセネガル事務所・JICAギニアフィールドオフィスがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

ギニア国漁業養殖海洋経済省が執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

(<http://www.jica.go.jp/project/guinea/0614000002/03/>) で公開されています。

ア) 「ギニア粗放養殖ガイド」

②以下の資料をPDFで配布しますので、JICA農村開発部第一グループ第二チーム

(Ishida.Mitsuhiro@jica.go.jp) まで連絡願います。

ア) ギニア共和国水産行政アドバイザー（水産開発）専門家業務完了報告書（2017年10月）

イ) ギニア共和国水産管理アドバイザー（養殖開発）第1次現地業務報告書（2019年4月）

ウ) ギニア共和国水産管理アドバイザー（養殖開発）第2次現地業務報告書（2019年6月）

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所・JICA ギニアフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所、フィールドオフィスと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所とフィールドオフィスと緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者へ速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上